

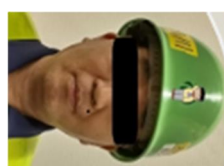
## 港湾労働者証の交付に使用する写真について

港湾労働者証の作成には写真の添付が必要です。写真は一般的な証明写真、データいずれでも構いませんが、更新処理の都合上なるべくデータでのご提出にご協力をお願いいたします。なお、いずれの場合でも、以下の点に注意して撮影された写真のご提出をお願いいたします。

- おおむね6か月以内に撮影した写真
- 正面向、胸から上の上半身、無帽、顔が鮮明である写真

〈スマートフォンやデジタルカメラなどで撮影したデータの留意点〉

1. 必ず縦位置で撮影して下さい。モニターで画像を確認した際に、下の写真のように、人物の頭が右側になるように撮影してください。



パソコン等の画面で、このように表示されるように撮影してください！

2. 写真のファイル名は、氏名と港湾労働者証の新番号（個人番号）にして下さい。  
（例：山脇 和久 品 999-4001-0）※港湾労働者証の新番号が不明の場合は、氏名と事業所名
3. ピクセル数や画質は、VGA（640×480）～XGA（1024～768）程度の画素数で標準画質を推奨します。
4. 写真のデータはJPG形式のみです。Word・Excelにデータを張り付けたものは受付できません。
5. 提出媒体は、USBメモリもしくはCD-R（RW）のいずれかとなります。SDカードは接続できません。また、提出いただいた媒体はセキュリティの観点からハローワークで回収いたしますので、返却はできません。予めご了承ください。

〈通常の証明写真の留意点〉

1. 写真サイズは縦4cm×横3cmとしてください。複数の労働者の港湾労働者証を作成する場合、写真の読み込みに支障をきたしますので、サイズは統一してください。
2. 写真の裏面に「事業所名」と「労働者の氏名」を必ず記載してください。
3. コピー用紙に印刷された顔写真は、スキャナーで読み取った場合に不鮮明になるため、避けてください。この場合、USBメモリもしくはCD-R（RW）で提出してください。